



答 申 第 6 3 3 号
平成 29 年 3 月 14 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成29年3月14日付け
神戸市参区第2262号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

フレイル健診の対象者の拡大に伴う住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 フレイル健診において対象者を65歳の全市民に拡大することに伴い、新たな対象者に受診案内を送付するために、市民参画推進局参画推進部区政振興課が保有する住民基本台帳情報を利用することは、対象者の的確な把握と適切な受診に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

フレイル健診の対象者の拡大に伴う住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

昭和27年4月1日から昭和28年3月31日生まれの市民にかかる下記の情報

【住民基本台帳情報】

住基個人番号

郵便番号

住所（漢字）

氏名（漢字・カナ・アルファベット）

通称名（漢字・カナ）

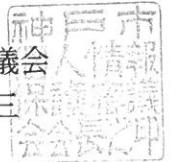
生年月日



答 申 第 6 3 4 号
平成 29 年 3 月 14 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 3 月 8 日付け神保高
国第 4103 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

フレイル健診の対象者の拡大に伴う住民基本台帳情報の電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 フレイル健診において対象者を 65 歳の全市民に拡大することに伴い、新たな対象者に
受診案内を送付するために、住民基本台帳情報を電子計算機処理することは、対象者の
的確な把握に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥
当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することの
ないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わ
なければならない。

フレイル健診の対象者の拡大に伴う住民基本台帳情報の電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

昭和27年4月1日から昭和28年3月31日生まれの市民にかかる下記の情報

【住民基本台帳情報】

住基個人番号

郵便番号

住所（漢字）

氏名（漢字・カナ・アルファベット）

通称名（漢字・カナ）

生年月日